

家庭でも情報モラル教育を！



みんなで考えよう！

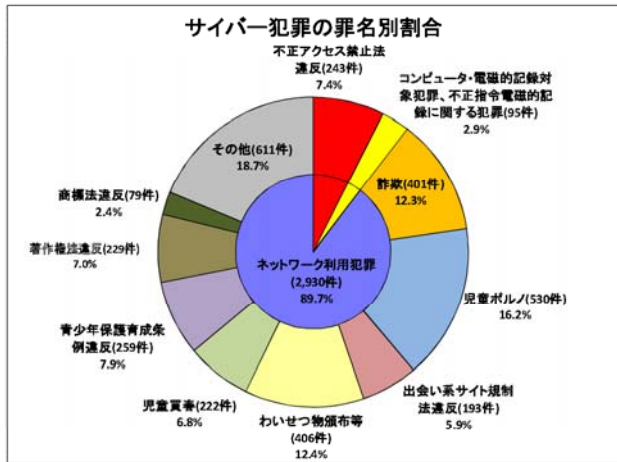
みんなで守ろう！

そして、みんなでつくろう！

明日の情報社会を！

本資料は、保護者へ情報モラルの必要性を理解してもらうために作成しました。学校においては、年度始めの入学式や参観日など、保護者がたくさん集まる機会を利用し、「情報モラル」についての説明及び配布に役に立てていただければと考えております。

1 子どもたちを取り巻くネット社会は、今!?



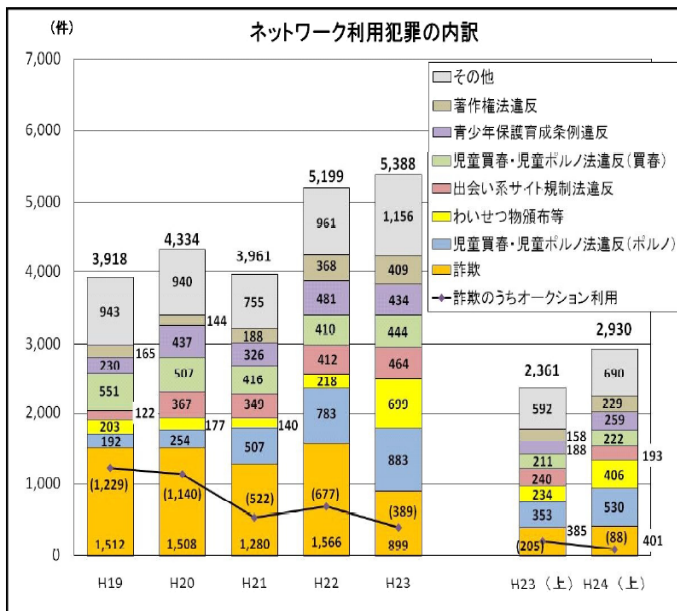
ネットワークを利用した犯罪は、年々、巧妙化、潜在化してきており、増加傾向です。

子どもたちが、知らない間に巻き込まれる、また、知らない間に自分自身が加害者となってしまうということも考えられます。



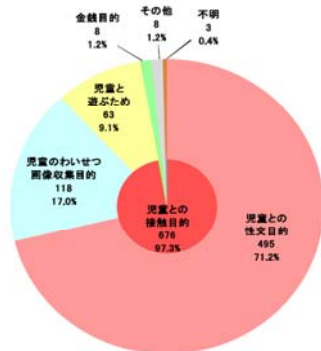
「サイバー犯罪」と言葉だけを聞くと、企業や官公庁が、ネット攻撃を受けた感じがし、あまり子どもには関係のないように感じますが…

※データ出所 「平成24年上半期のサイバー犯罪の検挙状況等について」
(平成24年9月20日警察庁)

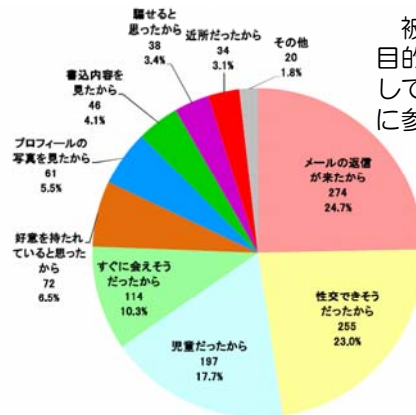


2 最近は、出会い系サイトよりコミュニティサイト

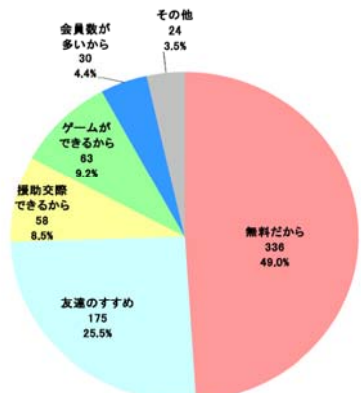
犯行動機と被害児童を選んだ理由



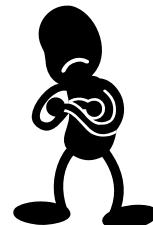
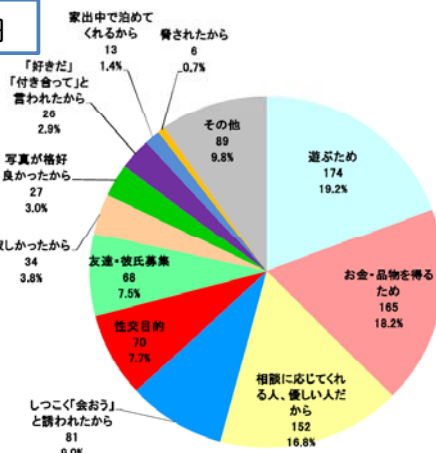
被疑者は子どもとの接触
目的で、年齢、職業等詐称
して、コミュニティサイトに
参加しています。



被害児童のサイト選択理由と会った理由



子どもたちは、コミュニティサイトへの参加において、警戒感が薄く、また、「会った理由」を見ても、由々しき問題です。



※データ出所 「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果（平成23年下半期）」（平成24年5月31日警察庁）

3 ネットの世界における最近の事件から…

スマートフォンアプリのIDを利用し、掲示板で知り合い、女子高生を招き淫行し、逮捕 (2012年10月)	「スマホでアンケート」女児誘い、わいせつ容疑 (2012年10月)
男児画像ネット売買を摘発(2012年10月)	SNSを悪用し、中学生の服脱がせ動画配信し、公開容疑で書類送検(2012年10月)
SNSで女性に成り済まし、客を集め、売春仲介で逮捕(2012年8月)	ネットで知り合った高2男子にわいせつ行為容疑でアルバイトの男逮捕(2012年8月)
アプリでGPSを使って近くの相手を探し、児童買春の温床に(2012年7月)	法に抵触する行為は大人も子どもも関係なく、許されません。
「自分の力を自慢したかった」フィッシングサイト開設疑いで、中3男子書類送検(2012年10月)	
裸にさせて、写真撮影をしたとして、強要容疑で中学生逮捕(2012年10月)	高校生書類送検、ゲームでトラブル、ウイルスで報復(2012年9月)
不正アクセス容疑、他人のIDとパスワード利用で、小5女児を補導(2012年8月)	ハッカー掲示板を運営していた中2男子、ウイルス作成で補導(2012年7月)
中3が小6に暴行、ネットに動画、県警が捜査(2012年7月)	他人のIDなどを公開したため、提供罪を適用し、16歳逮捕(2012年6月)
「アイテムうらやましい」小6女児を不正アクセスの疑いで補導(2012年6月)	これらは2012年の10月までに起きた事件の一部にしか過





ケータイから手を離せない生活

（平日）

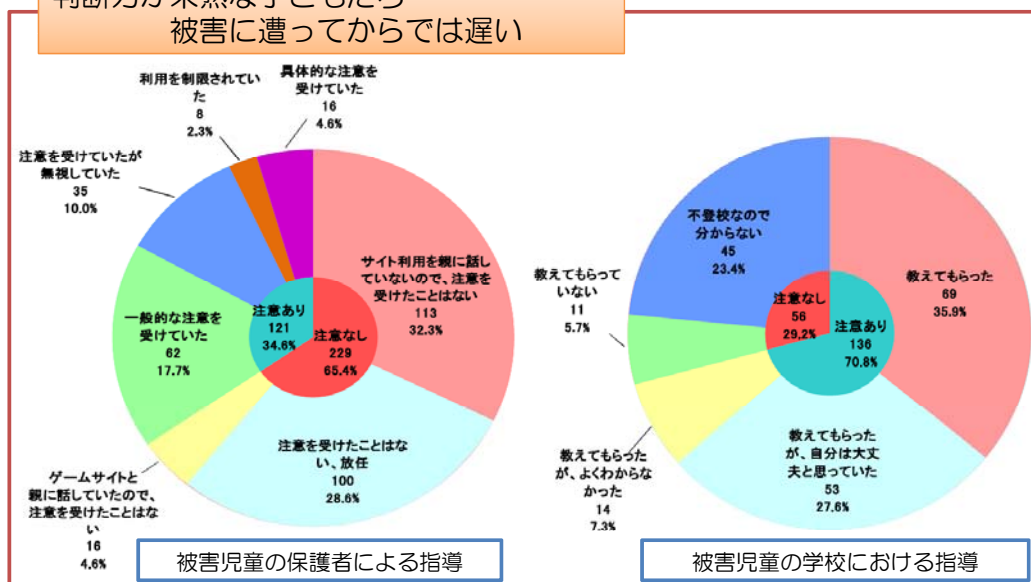
全体平均	81.3分
小学生平均	17.2分
中学生平均	61.8分
高校生平均	100分

北海道における携帯電話のフィルタリング率〈※（ ）内は全国〉

	小学生	【小保護者】	中学生	【中保護者】	高校生	【高保護者】
使っていない【使わせていない】	10.5% (13.5%)	13.3% (18.4%)	23.1% (22.5%)	22.9% (25.0%)	53.3% (45.5%)	49.4% (40.2%)
わからない	43.8% (41.4%)	7.8% (5.1%)	32.9% (22.2%)	8.4% (3.3%)	15.6% (5.9%)	8.5% (5.7%)

※データ出所「平成23年度青少年のインターネット利用環境実態調査」（平成23年10月内閣府）
「携帯電話の利用に関する意識等調査結果」（平成24年3月北海道青少年有害情報対策実行委員会）

判断力が未熟な子どもたち… 被害に遭ってからでは遅い



子どもたちは、安易に個人情報発信し、詐欺や売春行為等で被害に遭っています。

また、子どもたちは判断力が未熟であり、ネットにおいて、危険性を認識もせず、間接的に大人社会とかかわり、加害者となるケースも見受けられます。

※データ出所「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果（平成23年下半年）」（平成24年5月31日警察庁）

4 課題とその対策…

誰とでも、時と場所を選ばず、コミュニケーション…

→危険な出会い ネット依存 メールトラブル
現実社会におけるトラブル発展 個人情報流出
他人のプライバシーを平気で侵害

自分が欲しい時に、欲しい物をショッピング…

→詐欺被害 個人情報流出

光もあれば影もある…

自分が欲しい情報を欲しい時に、気軽に、どこでも、簡単に取得…

→不正アクセス 著作権や肖像権などの侵害

実際に子どもたちの中で…

- ・メールや掲示板等への書き込み、動画での誹謗中傷、いじめ
- ・個人情報の流出
- ・勝手に自分の名前や写真等を使われ、なりすまし被害
- ・コンピュータウイルス感染
- ・サイトでの誘い出しによる性的被害
- ・ネットショッピングやネットオークションでのトラブル
- ・不当請求や高額請求
- ・違法ダウンロード
- ・著作権、肖像権等の侵害
- ・ネット依存による健康被害

…など

中学生、高校生の約9割以上がメールを利用し、高校生の8割以上が携帯電話からサイトへ接続しています。

携帯電話の所持率も年々増してきており、左記のような事例のトラブルに巻き込まれている子どもたちも増えてきています。



携帯電話は、もはや電話ではないのです！電話機能が付いた、インターネットに簡単に接続できる情報端末機器なのです！

保護者が携帯電話を持たせてよかったと思う理由

- 1位 子どもの場所が把握しやすくなった。(60.5%)
- 2位 帰りが遅くなっても心配なくなった。(54.2%)
- 3位 登下校等の帰宅時の安心感が増した。(53.0%)

子どもを信じてあげることは大切なことです。しかし、子どもはまだ社会のきまりについての理解、判断力や行動力が未熟な存在です。

ネット社会では、大人も子どもも関係なく、相手が見えにくい中で交流し合う場面が多いです。

瞬時に、膨大な情報を処理していかなければならない世界に今、子どもたちはさらされています。

携帯電話の使用ルール（北海道）

「特にルールは決められていない。」

- 小学生 26.5%
- 中学生 35.2%
- 高校生 52.3%

最近の携帯電話のほとんどには、GPS機能がついています。位置の特定もある程度正確にできるようにはなっています。便利な反面、これらの機能を悪用する人間もいます。

子どもの携帯電話のフィルタリングを解除した理由

- 1位 子どもを信用している。(40.0%)
- 2位 特に必要を感じない。(33.0%)
- 3位 子どもにとって不便と感じた。(15.5%)
- 4位 子どもからせがまれた。(10.4%)

フィルタリングをかけておくこと、そして家庭でのルールを決めておくことは、子どもを守ることに繋がります。

ルールについては、しっかりと子どもと話し合い、お互いの了解のもとに決めるようにしましょう。



学校における携帯電話等の取扱いについて（通知）
北海道教育委員会 平成21年2月10日

(1) 基本的な考え方

携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であること、また、児童生徒が授業等に専念できる環境をつくり、学校での教育活動に支障が生じないようにする必要があることから、**学校への持ち込みは原則禁止とすることを基本**とすること。

(2) 小学校及び中学校

ア 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とすべきであること。

イ 例外的に携帯電話の持ち込みを認める場合には、保護者との十分な連携のもと、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

(3) 高等学校

ア 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、基本的には、学校への持ち込みを禁止することが望ましいが、生徒の通学時間や学校外の活動の時間が長く、その範囲も広いことから、学校や地域の実態を踏まえ、校長の判断により、校内（寄宿舎を含む）における使用禁止または使用場所等の制限を条件として持ち込みを認めることができること。

イ 校内に携帯電話の持ち込みを認める場合、校長は、学校や地域の実態を踏まえ、生徒や保護者の理解を得ながら、学校での教育活動に支障が生じないよう、校内における携帯電話の取扱いのルールを定めるなど、学校としての方針を明確にした上で適切に対応すること。

フィルタリングは携帯電話だけ？

フィルタリングソフトウェアを導入するのは、携帯電話だけではなく、ご自宅のインターネットにつながる機器（パソコン、家庭用ゲーム機、携帯ゲーム機など）すべてに導入しておく方がより安全です。特に、携帯ゲーム機についてはインターネットに接続することができるといった認識が低いです。携帯ゲーム機に付いているペアレンタルコントロール機能（保護者による使用制限機能）を活用するようにしましょう。さらにフィルタリングソフトウェアを導入するとさらによいです。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年六月十八日法律第七十九号）

（保護者の責務）

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末及びＰＨＳ端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

北海道の学校において、携帯電話は持ち込み原則禁止です。それは、学校における教育活動に直接必要のないものだからです。どうしてもという場合には、学校と保護者がしっかりと話し合う必要があります。

また保護者は、子どものインターネット利用状況をしっかりと把握し、フィルタリングソフトウェアを利用するなどして管理を行い、子どもがインターネットを適切に活用する能力を身に付けることができるようにしなければならない責務があります。

そのために、保護者もインターネットの世界で起きている事件、事故等について状況を把握し、適切に処理できるように努力していく必要があります。



保護者として

- ・インターネットの世界で起きている事件・事故について把握
- ・トラブルの適切な処理方法について理解
- ・子どもの利用実態を把握
- ・実態を知り、携帯電話を持たせるか持たせないかを判断
- ・持たせるなら、ルールを話し合いで決めること
- ・フィルタリングサービスやフィルタリングソフトウェアを利用
- ・子どもにインターネットの危険性、リスク、その回避法、関連法規、ルールやマナーを指導

今は携帯電話の購入に際し、18才未満の新規契約に対しては原則フィルタリング導入で販売となっています。

また携帯電話にフィルタリングサービスをしたいという方は、販売店舗やインターネットから申込みもできます。



子どもたちを被害者にも、加害者にもしないために

機器類（ＰＣ、携帯電話、ゲーム機類等）のフィルタリング

まずはしっかりソフトウェアやサービスによるフィルタリングを利用しましょう！

保護者（大人）の目によるフィルタリング

人間の目によるフィルタリングも大切です。しっかり見守って、活用について教えるべき所は教えてあげましょう！

子どもの心のフィルタリング

子どもの心の中に情報モラルを育成するために、学校と家庭が力を合わせていきましょう！

5 心と人の目によるフィルタリング…

家庭においては、まず親子で話す機会をつくり、一緒に考えましょう！



「携帯電話を使用する際、何が危険なのか？」
「携帯電話はどのような使い方をしたらよいのか？」
「紛失した時や使っていて困った時はどうしたらよいのか？」
などを子どもに語り、一緒に考えましょう。



「どう使えばよいのか？」
「どんなことに気を付けるのか？」
「困った時はどうすればよいのか？」
などを子どもに考えさせ、わかったことを紙に書くなどして宣言
させましょう。

携帯電話を購入する前に、しっかりと話し合っておきましょう。「あれはだめ！」「これはだめ！」では子どもには理解を得られません。「なぜだめなのか」という理由を語ってあげることが大切です。
また購入後にも、定期的に購入前に決定したことを再確認しましょう。

普段から…

- ・親子で家庭の約束事やルールを決めましょう！
- ・子どもに我慢を覚えさせましょう！
- ・子どもが見ているテレビやビデオ、ゲーム等をチェックしましょう！
- ・子ども部屋を閉ざさせないようにしましょう！
- ・責任感や自立心を育てるために、まずは家庭の手伝いから始めましょう！

普段からのコミュニケーションが大切です。

気軽に相談でき、心や様子の
変化に気付くことができる親子
関係を構築しましょう！

家庭において子どもとの会話の中で取り上げてほしいこと…

相手を思いやる心
ルールを守る心

誘惑に負けない自制する心
自分の行動に責任をもつ心

情報の正誤及び善悪を見分け、
情報社会を生きる上での
正しい判断力

情報社会の特性

情報社会において安全に
危険を回避する方法

話し合った上で、携帯電話使用ルールを決めましょう！（下記はルール例）

- ・食事中や家族が一緒に居るときは使わない。
- ・自宅内では居間で使う。
- ・学校への持込については学校のルールに従う。
- ・他人を傷つけるような使い方をしない。
- ・知らないところからきたメールは絶対に返信しない。
- ・知らない人に（名前、住所、電話番号、メールアドレスなどの）自分のことは教えない。
- ・ルール違反や携帯電話の使用によって生活に支障が生じている場合には携帯電話の利用を停止する。



…など